

議題 1 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 1 号))

平成 31 年度大阪府教育庁の運営方針について

標記について、別添のとおり決定する。

平成 31 年 4 月 26 日

大阪府教育委員会

<参考>

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関する事並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事。